

南区における人権侵害事件調査申立書

申立人

釜ヶ崎日雇労働組合

大阪市西成区萩之茶屋二一五―二三解放会館二階

電六三二―四二七三

人権擁護委員会御中

一、申立の趣旨

本申立にかかる事案については後述の如く、重大なる人権侵害が存在すると思慮されるので貴委員会において調査の上、しかるべき処置をとられたい。

二、申立人権侵害事件概要

五月九日、釜ヶ崎日雇労働組合事務所へ、仕事の減少により、青カン(野宿)をよぎなくされている労働者が来所し、五月八日午前一時頃、堺筋の道頓堀北側で野宿していたところ、五人の制服警官より職務質問をうけ、本籍、生年月日、氏名を答えたにもかかわらず、顔写真を撮影された上、人差指の指紋を採取されたが、今だにその処置について納得できない旨の訴えがあった。

訴えて来たのは黒田芳男さん(昭三二年一月二日生)で、堺筋の道頓堀北側、ビルとビルの間、暗い所で野宿していた。

暗がりであったので、警官がガードマンかよくわからない五人連れ

が来て、住所・氏名などを聞くので、取務質問だろうと思つて答えたところ、それらを記入した用紙の一番下の欄に指印してくれといわれた。黒のスタンプに左手の人差指を付け、指印させられた。その後、ワラ半紙を細長く二つに切ったものに、氏名・生年月日・記号及び番号を記入したものを、胸の前に持たされ、写真撮り終えられた。紙は、今日から一週間ぐらい続けるので持っているように言われた。この紙をもっていたら二回目はいらないと言われた。と、その時の状況を黒田さんは報告している。

当組合は、五月十三日夜、直接に面談して、黒田さん以外にも十七名の人から話を聞き、「人権侵害事例」としてまとめた(※付)。

三、南警察署の見解

五月九日、釜日労久保利明名で南署に事実確認を行なったところ、
警ら課長より次のような回答があった。

「南区の管内には、食べ物屋が多く、その残り物を食べにくる人も多い。行路病死し、無縁仏となる人もあるので、無縁仏となることになりように、住居不定者の写真をとリ、名簿をつくっている。」

無縁仏にしたくないというのは判るが、今、生きている人間の権利の方が優先すると思う。任意の形でやっているのか、と聞いたところ、

「任意というかたちでやっているが、軽犯罪法もあり、できるかぎりしたくないが、拒否されれば、署に来てもらわざるをえない」という回答があった。

四、人権侵害の事実とは明白である。

南署の見解は、任意であるが拒否すれば署に引っぱる、という任意を強制するものであり、事例の中には虚言をきかして指印・写真

撮影をなしたものである。

日本国憲法には、何人も法律の定める手続によらなければ、その生命もしくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。この定めがある。

今回の南署の指紋採取、写真撮影が不法で人権を侵害したものであることは明白である。委員委員会において十分に調査されたい。

五、申立人の立場

当組合は西成区救之茶屋に事務所を設けている。釜ヶ崎(行政のいうあいりん地区)に住み、働きに出る日雇労働者で組織されている労働組合である。釜ヶ崎の労働者のこうある様々な不利益をはねのけ、地位向上のために、賃金不払、飯場での暴行事件、労災もみけし、そして、医療・生活相談を受け付け、その解決にあたっている。

今回、現行犯逮捕後でなく、今状にもよらざるして身体捜索、指紋採取をされた、いわゆる「浮浪者」といわれる人達には、釜ヶ崎に、飯場に仕事が無くなり、あるいは、高令のためカ仕事が出来なくなったため、また、日々の過酷な労働の結果として病氣、障害をこうあって、梅田・ナンバ、天王寺などに流矢をよぎなくされた人々である。

当組合は、本年、二回にわたって梅田・ナンバ、天王寺などで青カン(野宿)をよぎなくされている人達について実態調査をおこなった。(添付「青カン者調査(三月九日午後九時〜十一時)」。「オス回青カン者実態調査」)その結果によっても、裏付けられている。

『人権侵害事件事例』中の五番「118」という記号と番号を付された人は、典型といえる。

大定生まれのこの人は、十六・七才の頃、大阪砲兵工廠に勤めてい
る。敗戦後は、政府の傾斜生産方式の採用によって金と人が
集中させられた山灰坑へ。『エネルギー革命』の声が出はじめ、朝鮮
戦争によって港灣荷役が活発化しはじめた頃、神戸へ沖仲仕
として移動。日本経済の高度成長期、高速道路セビル建設の盛
んになる昭和三七年、釜ヶ崎に来ている。そして、現在まで日雇労働
者として多くの現場で働いてきた。

一九七〇年まで釜ヶ崎には製造、運輸、港灣、建設土木など様々な
仕事があったが、合理化の進行にともない、六五年から七〇年
の万国博準備期に膨張した二万人日雇労働者は、公共事
業を中心とする建設、土木の仕事に頼らざるを得なくなった。

近年、軍事費のみを増大させ、福祉予算を切り捨て、生活基盤整
備事業を軽視する政府、自民党の政策により、公共事業は
年々減少し続け、多くの労働者は仕事につけず、苦難の道を歩
まされている。また、一年の中でも、仕事量の多い時期と少ない時期
がはっきりと分れるようになり、半年は日雇労働者として働き、
後の半年は、バタバタなどして、梅田やナンバなどで命をつなぐ傾
向が定着しつつある。

いわゆる「浮浪者」と呼ばれている人達の多くは我々の仲間である。
十年二十年と日雇労働者として働いたあげく使い捨てられている
人達の問題は、全日雇労働者の問題である。

青カンをこいわれている労働者に加えられた人権侵害は、全日雇
労働者に加えられたものであり、当組合が事例をまとめ、
貴委員会に申し立てるゆえんである。

以上。